

2026年度  
募集



全国老人保健施設協会正会員の皆さまへ

公益社団法人全国老人保健施設協会 正会員用団体保険

労災事故・労使間トラブルへの備え

# 使用者賠償責任保険 労働災害総合保険 のご案内

まとめてのご加入、または、どちらか一方のみのご加入も可能です

保険期間：2026年4月1日～2027年4月1日

加入手続き締切日：2026年3月19日(木)



公益社団法人 全国老人保健施設協会  
Japan Association of Geriatric Health Services Facilities



# 「使用者賠償責任保険・労働災害総合保険」加入のおすすめ。

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。会員の皆様には、平素より当協会業務の推進に特段のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年の事業者を取り巻く環境として、グローバル化の進展や、ダイバーシティ推進、フリーランスの採用等に伴い、企業における「雇用環境整備」の必要性が年々高まっております。

また、多岐にわたる「労働災害」が社会顕在化し、社会の雇用環境に対する目も厳しさを増しています。

2021年9月に「脳・心臓疾患(過労死等)」の政府労災認定基準が改正されるなど、法整備も進んでおり、事業者はより厳格な対応を求められています。

会員施設の皆さまにおかれましては、万全な体制を取られていると存じますが、規則等を定めていたとしても、精神疾患に伴う過労死の労災事故等、潜在的なリスクはマネジメントでいくら気をつけていても防ぎきれない性質を持ちます。

この度ご案内する「使用者賠償責任保険・労働災害総合保険」は、労災事故への備えとしてご加入いただける制度となります。

全老健の別制度である「ハラスメント賠償補償制度」と併せてご加入いただくことで、労働関係のトラブルに対して、より充実した補償を受けることが可能となります。

施設運営における皆様の安心の一助となれば幸いです。

2026年2月

公益社団法人全国老人保健施設協会会長  
東 憲太郎



# 使用者賠償責任保険・労働災害総合保険の概要

## 補償範囲のイメージ

スタッフの業務中の  
**ケガ等** 発生

〈労基法に基づく責任〉 政府労災で対応

スタッフ等からの賠償請求ありの場合

賠償請求の有無に関わらず  
**法定外補償規定あり** の場合 おすすめ!

### 使用者賠償責任保険

- ▶ 業務上の事故（労災認定有）による従業員のケガ等に対する事業主の賠償責任を補償

**法人** を  
プロテクト!

### 労働災害総合保険

- ▶ 業務上の事故（労災認定有）による従業員のケガ等を補償（通勤途上も補償）
- ▶ 法定外補償規定を定めている施設は加入推奨!

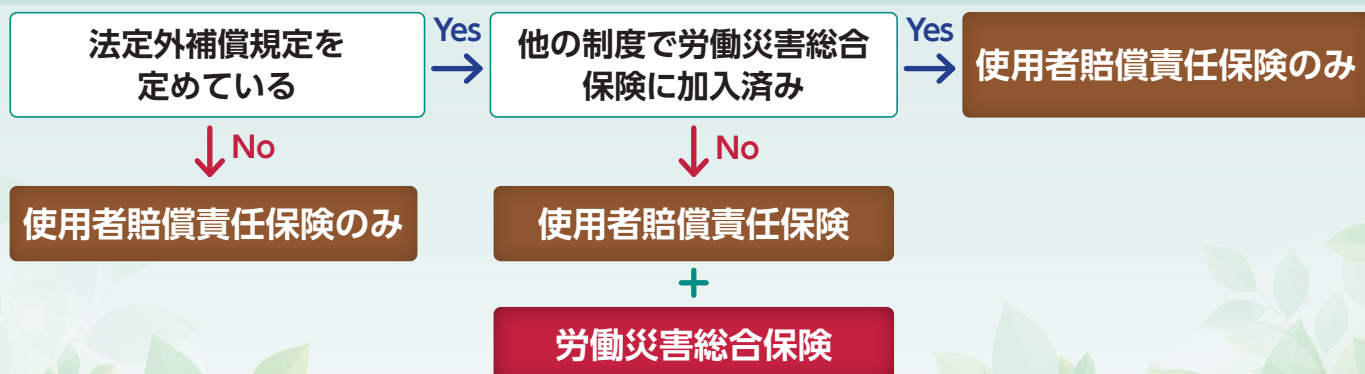
**職員** を  
プロテクト!

労災事故への備えとして、使用者賠償責任保険、労働災害総合保険にご加入いただけます。まとめたご加入、または、どちらか一方のみのご加入も可能です。

※労災認定を受けることが保険金お支払いの前提となります。

※本制度の補償範囲は、業務災害で労災認定されていることを前提とします。詳細は取扱代理店までお問い合わせください。

## 〈ご参考〉補償ご検討フローチャート



# 使用者賠償責任保険

---

政府労災保険の給付が決定された労働災害について、使用者（老健施設等）が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金および解決のために支出する費用をお支払いする保険です。

平成 20 年 3 月

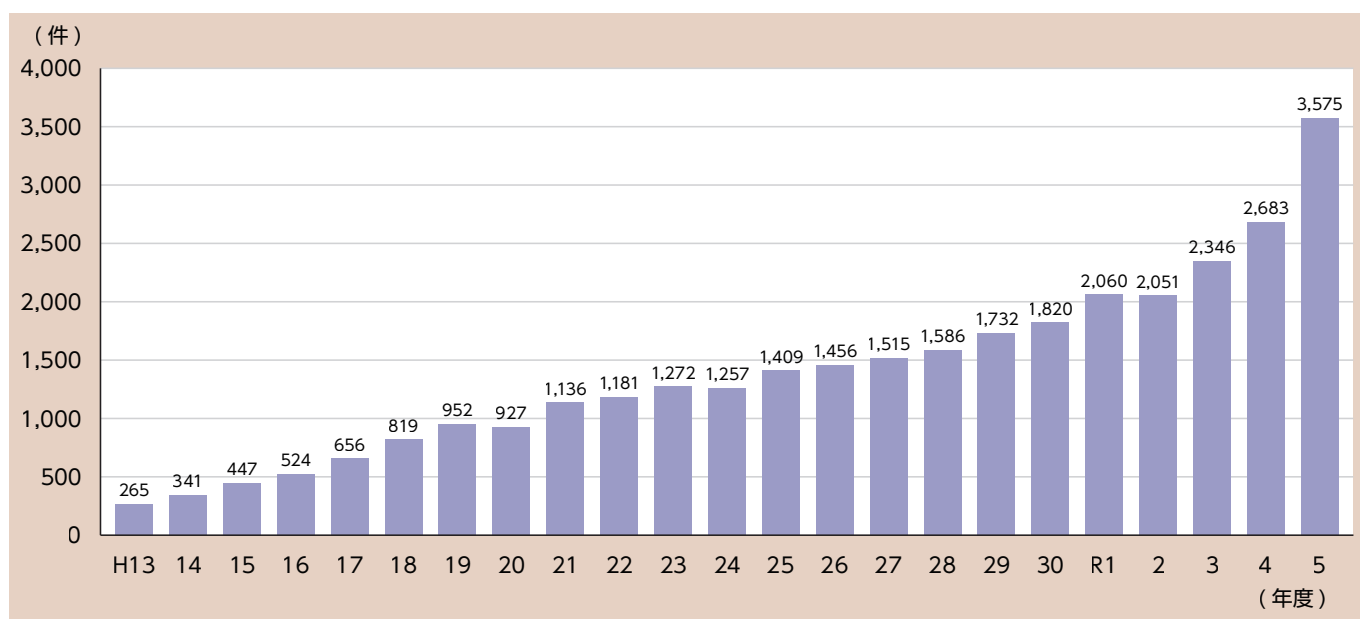
労働契約法第 5 条に“安全配慮義務”が明文化されました。

↓ \*事業主の責任がますます増える傾向にあります。

過労死・精神障害への配慮も安全配慮義務の一環です。

介護施設等における精神障害による労災請求は増加傾向！

◆精神障害の労災請求の増加 (出典：厚生労働省 令和 6 年版過労死等防止対策白書)



令和 5 年度精神障害の労災請求件数の多い業種 (抜粋)

業種	社会福祉・ 介護事業	医療業	道路貨物 運送業	サービス業	小売業
請求件数 (件)	494	390	152	134	111

◆介護職に関する過去の訴訟・和解事例

【判決】 過労死 7,000 万円	甲府地裁 2012 年	リハビリ施設に勤務する男性介護職員 (当時 43 歳) が自殺。長時間労働等による、うつ病が原因として、運営法人に遺族が損害賠償を求めた訴訟。
【判決】 過労死 6,980 万円	和歌山地裁 2015 年	介護老人福祉施設の男性職員 (当時 49 歳) がくも膜下出血で死亡。過労が原因として、遺族が施設を運営する社会福祉法人に損害賠償を求めた訴訟。
【係争中】 自殺 1,102 万円	静岡地裁 2024 年	ケアハウスの職員が入所者からセクハラを受け、退職後、自殺。施設の安全配慮義務違反があったとして、遺族が運営法人に損害賠償を求めた訴訟。

## 万一の労災事故による事業者の損害賠償を補償します！

### 被保険者（補償対象者の範囲）

- 法人（法人の役員を含みます。）

### 保険金をお支払いする場合（対象となる事故）

#### ■政府労災で認定された労災事故が対象となります。

災害が業務上か否かの認定は、所轄の労働基準監督署の認定に従います。

（職業性疾病について）

- ・ 政府労災保険にて発病日と認定された日を身体障害の発生日（事故日）とします。
- ・ 事故日時点で、本保険の対象となる事業場における被用者でなければ、保険金をお支払いできません。
- ・ 保険期間終了後3年以上経過して、被用者またはその遺族からなされた損害賠償請求または補償金請求に対しては、保険金をお支払いできません。

#### ■職員が被った労働災害について、法人（法人の役員を含みます）が法律上の損害賠償責任を負担する事故が対象となります。

<主な事故例>

#### 労災で認定されたもの

- 長時間労働や過重労働で職員がうつ病を発病し、それが原因で自殺してしまった。
- 職員が介助の際に転倒して腰を強打。労基署から障害等級の認定を受けた。

### お支払いする保険金

損害賠償金	<p>■職員が被った労働災害について、使用者（法人）が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金（※1）</p> <p>※1 下記①～③の合算額を超過した損害賠償金を賠償保険金としてお支払いします。また、“賠償保険金”のお支払いは、政府労災の認定を受けた場合に限りします。</p> <p>①政府労災からの給付金（特別支給金は除きます。）</p> <p>②自動車損害賠償保障法に基づく責任保険等からの支払われるべき金額</p> <p>③－ a. 使用者（法人）が法定外補償規定を定めている場合はその規定に基づき支払われる金額</p> <p>－ b. 法定外補償規定を定めていなくても、政府労災の上乗せとなる労働災害総合保険契約の法定外補償条項を締結している場合はその法定外補償条項により支払われる金額。</p> <p>お支払いする賠償保険金の範囲は、逸失利益・休業損失・慰謝料等となります。</p>
費用保険金	<p>①弁護士報酬を含む争訟・和解・調停または仲裁に要した費用</p> <p>②示談交渉に要した費用</p> <p>③解決のための損保ジャパンへの協力費用</p> <p>④第三者への損害賠償請求が可能な場合の権利の保全・行使に要する費用 など</p>

## 保険金額

	自己負担なし	
保険金支払限度額	1名	1億円
	1災害	2億円

## 年額保険料（掛金）

	保険期間1年、一括払
賃金総額 100万円あたり	162円

※加入例：賃金総額1.5億円の施設の場合 →  $15,000万円 \div 100万円 \times 162円 =$  **24,300円**

## お支払いの対象にならない主な場合

- 契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意による被用者（職員）の身体障害
- 地震、噴火またはこれらによる津波による被用者（職員）の身体障害
- 職業性疾病による被用者（職員）の身体障害
- 石綿（アスベスト）または石綿を含む製品の発ガン性その他の有毒な特性に起因する被用者（職員）の身体障害
- 被保険者の下請負人またはその被用者（職員）が被った身体障害
- 被用者（職員）の無資格運転または酒酔運転によるその被用者（職員）本人の身体障害
- 賃金を受けない日の第3日目までの休業に対する休業補償保険金および損害賠償金 など

## ご加入にあたっての確認事項

- 「直近会計年度の政府労災資料（『労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書』）⑧（ロ）の労災保険対象者分の賃金総額（（ロ））をご申告ください。一部の従事者のみを加入させることはできません。  
理由もなく賃金総額を過少申告された場合には、保険金が削減される場合がありますのでご注意ください。
- 保険料（掛金）は確定保険料（掛金）であり、保険期間終了後の確定精算は不要です。
- 「直近会計年度の政府労災資料記載の賃金総額・職員数」でご加入いただきますので、保険期間中における既加入施設での職員の増減員についての手続きは不要です。
- この保険契約と補償内容が重複する他の保険契約をご加入されているときはその旨お申し出ください。
- ご加入後にご契約内容に変更が生じた際は、取扱代理店までご連絡ください。

**老健施設または法人で独自に法定外補償規定（※）を定められている場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。**

（※）法定外補償規定とは、被用者に対し政府労災保険の給付のほかに一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定をいいます。

法定外補償規定を備え付けられている場合と、備え付けられてない場合では、使用者賠償責任保険で補償される範囲が異なります。

# 労働災害総合保険

---

政府労災保険の給付が決定された労働災害について、施設が、当該職員またはその遺族に政府労災保険の上乗せとして支給する補償金を保険金として支払います。業務上災害に加え、通勤途上災害についても対象とすることができます。

## 万一の労災事故における職員のケガによる損害等を補償します!

### 被保険者（補償対象者の範囲）

#### ● 法人（施設）

### 保険金をお支払いする場合（対象となる事故）

#### ■ 政府労災で認定された労災事故が対象となります。

災害が業務上か否かの認定は、所轄の労働基準監督署の認定に従います。

（職業性疾病について）

- ・ 政府労災保険にて発病日と認定された日を身体障害の発生日（事故日）とします。
- ・ 事故日時時点で、本保険の対象となる事業場における被用者でなければ、保険金をお支払いできません。
- ・ 保険期間終了後 3 年以上経過して、被用者またはその遺族からなされた損害賠償請求または補償金請求に対しては、保険金をお支払いできません。

#### ■ 職員が被った労働災害について、法人（法人の役員を含みます）が法定外補償規定に基づき職員に対して補償金を支払う事故が対象となります。

<主な事故例>

#### 労災で認定されたもの

- 職員が自動車で通勤途中、交通事故に遭い死亡した。
- 入浴介助の際、職員が利用者を抱えて転倒して腰を負傷し、後遺障害に認定された。
- 職員が利用者に押されて転倒し捻挫し、1 週間休業した。 など

### お支払いする保険金

<b>身体補償</b> (死亡補償、 後遺障害補償、 休業補償)	<b>■ 施設の被用者（職員）が業務上の事由により被った身体の障害について、政府労災に認定された死亡事故または、所轄の労働基準監督署が決定した後遺障害等級または休業期間に応じて、保険金（死亡補償、後遺障害補償、休業補償）を施設にお支払いします。</b>  ※後遺障害等級、休業期間等は所轄の労働基準監督署の決定に従うものとします。 ※死亡補償保険金と後遺障害補償保険金の重複支払は行わず、1,000 万円を限度とします。 ※休業補償保険金は、休業して賃金を受けない第 4 日目以降を対象とし 1,092 日分を限度とします。 ※休業補償保険金は、死亡補償保険金と重複してお支払いします。
<b>災害付帯費用</b>	<b>■ 施設の被用者（職員）の死亡、後遺障害 1～7 級に該当する労働災害が発生した場合、法定外補償について、災害付帯費用保険金をお支払いします。</b>

## 保険金額

### ●身体補償（死亡・後遺障害保険金）

身体障害の区分	保険金額（職員1名につき）
死亡	1,000万円
後遺障害1級	1,000万円
後遺障害2級	1,000万円
後遺障害3級	1,000万円
後遺障害4級	800万円
後遺障害5級	700万円
後遺障害6級	600万円
後遺障害7級	500万円
後遺障害8級	400万円
後遺障害9級	300万円
後遺障害10級	200万円
後遺障害11級	100万円
後遺障害12級	60万円
後遺障害13級	40万円
後遺障害14級	20万円

### ●身体補償（休業補償保険金）

身体障害の区分	保険金額（職員1名につき）
休業	休業し賃金を受けない日の4日目以降の期間に対し1日につき2,000円

### ●災害付帯費用保険金

身体障害の区分	保険金額（職員1名につき）
死亡	40万円
後遺障害1～3級	10万円
後遺障害4～7級	5万円

### ■ご加入にあたっての確認事項

- 老健施設または法人が定める法定外補償規定（※）の内容が上記保険金額と異なる場合は、取扱代理店にご相談ください。

（※）法定外補償規定とは、被用者に対し政府労災保険の給付のほかに一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定をいいます。

- この保険契約と補償内容が重複する他の保険契約をご加入されているときはその旨お申し出ください。
- 「直近会計年度の政府労災資料（『労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書』）記載の常時使用労働者数」を1名あたり保険料（掛金）に乗じて保険料（掛金）を算出してください。
- 保険料（掛金）は確定保険料（掛金）であり、保険期間終了後の確定精算は不要です。
- 死亡補償保険金と後遺障害補償保険金の重複支払いは行わず1,000万円を限度とし、いずれか高い金額をお支払いします。
- 休業補償保険金は、死亡補償保険金または後遺障害補償保険金と重複して合算して支払います。

## 年額保険料（掛金）

### 職員1名あたりの保険料（掛金）

940円（業務中のみ）      1,350円（通勤途上含む）

（保険期間1年、一括払）

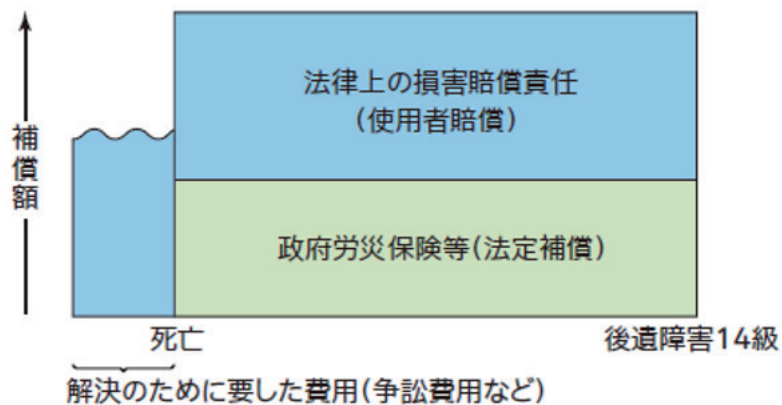
加入例：職員数200名の場合（業務中のみ） → 200名×940円＝ **188,000円**

## お支払いの対象にならない主な場合

### 政府労災保険で業務災害に認定されないもの

- 契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意による被用者（職員）の身体障害
- 地震、噴火またはこれらによる津波による被用者（職員）の身体障害
- 職業性疾病による被用者（職員）の身体障害
- 石綿（アスベスト）または石綿を含む製品の発ガン性その他の有毒な特性に起因する被用者（職員）の身体障害
- 被保険者の下請負人またはその被用者（職員）が被った身体障害
- 被用者（職員）の無資格運転または酒酔運転によるその被用者（職員）本人の身体障害
- 賃金を受けない日の第3日目までの休業に対する休業補償保険金および損害賠償金 など

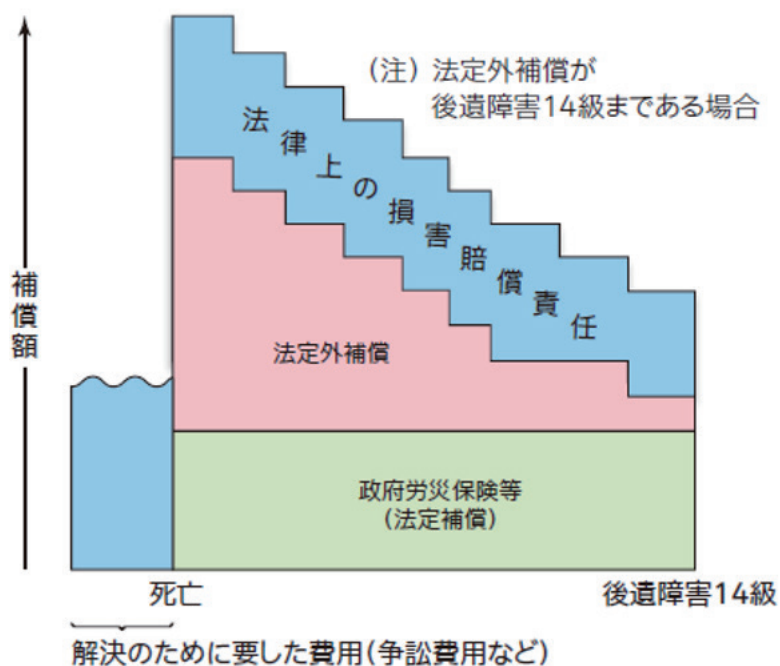
### 事業主が法定外補償規定を定めていない場合



■ 部分が**使用者賠償責任保険**の補償範囲になります。

### 事業主が法定外補償規定を定めている場合 (注)

(注) 労働災害総合保険の法定外補償条項に加入されている場合、または使用者が法定外補償を実施している場合をいいます。



■ 部分が**労働災害総合保険**の補償範囲になります。

■ 部分が**使用者賠償責任保険**の補償範囲になります。

# あらし

■保険期間：2026年4月1日午後4時から1年間となります。

■加入手続き締切日：2026年3月19日（木）

■引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

- 加入対象者：公益社団法人全国老人保健施設協会の会員施設を運営する法人に限ります。
- お手続き方法：加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、取扱代理店までご送付ください。
- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。詳しくは取扱代理店までお問い合わせください。
- 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、脱退される月の前月末日までに取扱代理店までご連絡ください。

■満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません

## ご加入の際にご注意いただくこと

●告知義務（ご契約締結時における注意事項）

(1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

（注）告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者（追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。）
- ②被用者の範囲
- ③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

●通知義務（ご契約締結後における注意事項）

(1) 以下の場合には、あらかじめ（注）取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。

- ①加入依頼書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）
- ②法定外補償規定の新設または変更をする場合

（注）加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。

その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なお連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

(4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

●ケガや病気などに備える保険には、大きく分けて公的保険と民間保険の2種類があります。民間保険は公的保険を保管する面もあることから、ご契約・ご加入にあたっては労災保険等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ等をご確認ください。（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）

●ご加入の際は、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。

●特に、保険料算出基礎数字となる平均被用者数、賃金総額、完成工事高、請負金額等の保険料計算に関係する事項につきましては、加入依頼書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

●法定外補償規定（被用者に対し政府労災保険等の給付のほか一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定等をいいます。）を定めているかどうかお申し出ください。規定を定めている場合は、法定外補償条項については、規定に定める補償額の範囲内で保険金額を設定してください。

# 加入方式

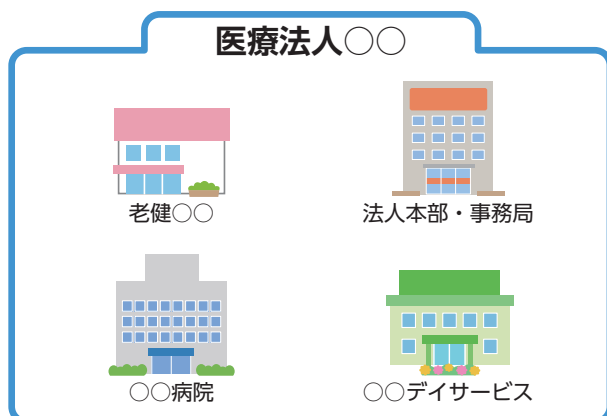
- 本制度へのご加入は**法人単位＝「1法人様で1加入」**です。ご加入方式は以下の2パターンからお選びください。
- ご加入の案件：全国老人保健施設協会の会員施設を運営する法人（以下、会員法人）であること。
- 保険料算出基礎は直近会計年度の政府労災資料記載の「賃金総額」または「常時使用労働者数」です。  
対象とする事業所の「賃金総額」または「常時使用労働者数」をご確認いただき、ご加入保険料を算出してください。
- 「使用者賠償責任保険は賃金総額」、「労働災害総合保険は常時使用労働者数」が必要です。

## 1 法人一括加入方式

(会員法人が運営する全ての事業所を一括で加入する場合)

法人内の各種施設・事業所全てを補償対象とします。

- 使用者賠償責任保険 法人が運営する全ての事業所の賃金総額を合計し、保険料を計算してください。
  - 労働災害総合保険 法人が運営する全ての事業所の労働者数を合計し、保険料を計算してください。
- 保険期間中に法人が新規開設した事業所を自動的に補償対象とします。(通知や追加保険料は不要です)  
また、対象事業所の一覧のご提出は不要です。

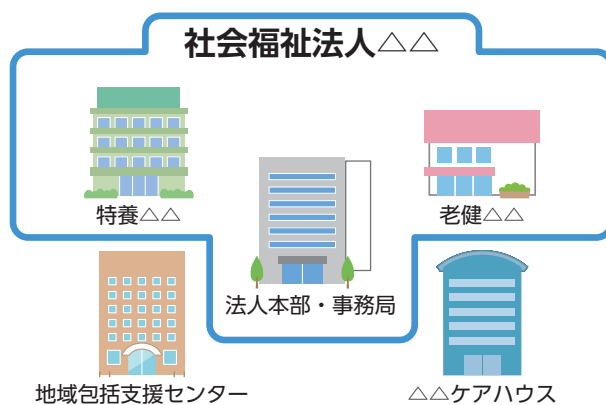
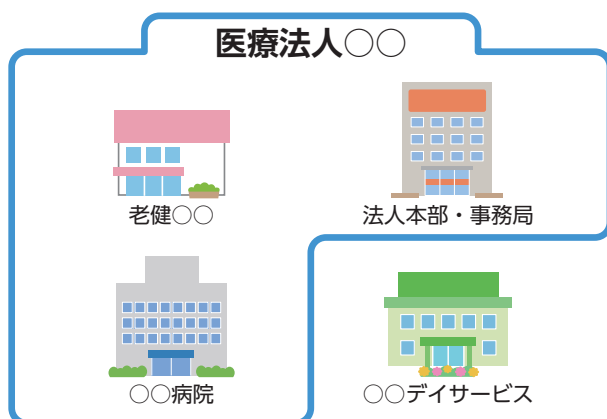


## 2 選択加入方式

(会員法人が運営する一部の事業所を選択して加入する場合)

法人内の一部の施設・事業所を補償対象とします。

- 使用者賠償責任保険 対象とする事業所の賃金総額を合計し、保険料を算出してください。
  - 労働災害総合保険 対象とする事業所の労働者数を合計し、保険料を算出してください。
- 保険期間の途中で新規開設した事業所を補償対象とする場合、**事前通知と追加保険料が必要**です。  
加入依頼書に対象とする事業所の名称および所在地、賃金総額をご記入のうえ、ご提出ください。



# その他ご注意いただくこと

- 加入者証は大切に保管してください。  
なお、保険開始日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## その他ご注意いただくこと (つづき)

- 保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。  
(※) 加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

### 【使用者賠償責任保険の場合】

- 使用者賠償責任保険の賠償保険金は、損害賠償金が以下の金額の合計額を超える場合に、その超過額についてのみ(自己負担額の設定がある場合は、超過額から自己負担額を差し引いた額についてのみ)、てん補限度額を限度としてお支払いします。
  - ◇政府労災保険等から支払われるべき金額
  - ◇自動車損害賠償責任保険等から支払われるべき金額
  - ◇法定外補償規定を定めている場合は、その規定に基づき支払われるべき金額
  - ◇法定外補償規定を定めていない場合は、労働災害総合保険から支払われるべき金額

### 【労働災害総合保険の場合】

- 労働災害総合保険について被保険者にお支払いする保険金は、その全額を被用者またはその遺族に支払わなければなりません。その際、被用者またはその遺族から補償金受領書の取り付けが必要となります。
- 同一の被用者が被った身体の障害については、死亡補償保険金と後遺障害補償保険金の重複支払いは行わず、いずれか高い金額を限度とします。
- 休業補償保険金は、休業して賃金を受けない第4日目以降の休業を対象とし、1,092日分を限度とします。

### 【使用者賠償責任保険・労働災害総合保険条項共通】

- この保険は、政府労災保険等の保険給付が決定されることが、保険金お支払いの要件となります。(注) また、業務上災害の認定、後遺障害の等級および休業の期間などについては、政府労災保険などの認定に従います。  
(注) 使用者賠償責任保険の費用保険金(争訟費用や弁護士報酬など)のお支払いについては、政府労災保険等の給付を絶対要件とはしていませんが、明らかに業務上災害に該当しない場合などはお支払い対象とはなりません。事前に損保ジャパンまでご連絡ください。
- この保険の保険料を定めるために用いる「保険料算出基礎」は、被保険者の最近の労働保険年度(建設事業以外の場合)または会計年度(建設事業の場合)における保険料算出基礎数値(平均被用者数、賃金総額、完成工事高、請負金額等)となっており、保険期間終了後の保険料の精算はありません。  
(注) ご契約時に、保険料算出基礎数値(平均被用者数、賃金総額、完成工事高、請負金額等)につきましては正確にご申告ください。
- この保険(使用者賠償責任保険、労働災害総合保険)は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)制度の対象ではありません。

### ■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。  
また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。  
なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。  
申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

■共同保険契約: この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン株式会社	80%
東京海上日動火災保険株式会社	10%
三井住友海上火災保険株式会社	10%

- この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問合せください。
- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

# 万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
    - <1>事故発生の日時、場所および状況ならびに身体障害を被った被用者の住所・氏名・身体の障害の程度
    - <2>損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
  - 身体障害の発生および拡大の防止に努めてください。
  - 第三者に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
  - 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
  - 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
  - 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
  - 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故（災害）の日時、原因および状況等が確認できる書類	災害状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、政府労災保険等の給付請求書（写）、政府労災保険等の支給決定通知書（写） など
③	身体の障害に対する補償の額、身体の傷害の程度および身体の傷害の範囲などが確認できる書類	診断書（死亡診断書）、死体検案書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、法定外補償規定（写）、補償金受領書 など
④	公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収証、承諾書 など

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要する場合があります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会②専門機関による鑑定結果の照会③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査④日本国外での調査⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長する場合があります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

## 【使用者賠償責任保険の場合】

●示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

（注）この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。

●使用者賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## ●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

平日／午後5時～翌日午前9時 土日祝日（12月31日～1月3日を含みます。）／24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター】

電話番号：03-4332-5241（全国共通）

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・12/30～1/4は休業）

おかけ間違いにご注意ください。

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

# ご加入手続きについて

## 1 加入手続き方法

同封の加入依頼書に必要事項を記載のうえ、**6** 取扱代理店に郵送にて提出してください。  
加入保険料は下記 **2** 保険料振込先にお振込ください。

## 2 保険料振込先

ダンタイホケングチ コウエキシャダンホウジン ゼンコクロウジンホケンシセツキョウカイ  
団体保険口 公益社団法人 全国老人保健施設協会  
三菱UFJ銀行 新宿通支店 (店番 050) 普通預金口座 3353853  
※振込手数料はお客様にてご負担をお願いいたします。

## 3 中途加入手続きについて

本制度は、2026年4月1日から2027年4月1日までの1年間の契約です。  
期間の途中でご加入いただく場合、保険料は下記の通り月割となります。

	申込みの締切	補償の開始日	補償の終了日	保険料		申込みの締切	補償の開始日	補償の終了日	保険料
中途加入	2026年3月19日	2026年4月1日	2027年 4月1日	12か月分	中途加入	2026年9月18日	2026年10月1日	2027年 4月1日	6か月分
	2026年4月20日	2026年5月1日		11か月分		2026年10月20日	2026年11月1日		5か月分
	2026年5月20日	2026年6月1日		10か月分		2026年11月20日	2026年12月1日		4か月分
	2026年6月19日	2026年7月1日		9か月分		2026年12月18日	2027年1月1日		3か月分
	2026年7月17日	2026年8月1日		8か月分		2027年1月20日	2027年2月1日		2か月分
	2026年8月20日	2026年9月1日		7か月分		2027年2月19日	2027年3月1日		1か月分

## 4 保険証券・加入者証

本制度は公益社団法人全国老人保健施設協会が契約者となる団体契約のため、保険証券は公益社団法人全国老人保健施設協会宛に発行されます。

加入者の皆さまに対しては、団体保険への加入を証する「加入者証」を引受保険会社のうち幹事会社から発行し、保険証券に代わる書面とします。

なお「加入者証」は、保険開始日から1か月以内に、各加入者が加入依頼書に記載した代表者・保険手続き担当者様宛に送付されます。

## 5 取扱代理店

株式会社全老健共済会  
〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル 6階  
TEL: 03-5425-6900 FAX: 03-5425-6901 <https://www.roken.co.jp>  
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時45分まで)

## 6 引受保険会社

【幹事会社】

損害保険ジャパン株式会社

医療・福祉開発部 第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1

TEL: 03-3349-5137 FAX: 03-6388-0154

(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

東京海上日動火災保険株式会社

三井住友海上火災保険株式会社